

「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」に係る論点のたたき台

1. 今回のワーキング・チームにおける検討内容

- ✓ 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（以下「事業報告ガイドライン」という。）を取りまとめ、平成 30 年 9 月 3 日に公表した。
- ✓ 今後、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 38 条第 2 項に基づく事業報告書は、総務省行政管理局が示す独立行政法人の事業報告書に関する標準的な様式及び事業報告ガイドラインを踏まえて作成・公表されることとなる。
- ✓ また、通則法第 39 条第 1 項に基づき、独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）について、監事の監査のほか、会計監査人による監査も受けなければならないことから、今般、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（平成 13 年 3 月 7 日。以下「独法監査基準」という。）についても検討することとした。
- ✓ 今後のスケジュールは、「事業報告ガイドライン」並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下、「独法会計基準」という。）の平成 31 年度からの適用に合わせて、平成 30 年度内に各府省意見照会やパブリック・コメントの実施を経て独法監査基準の改訂を行うため、平成 30 年内を目途に共同ワーキング・チームとして独法監査基準の改訂案を作成する必要がある。
- ✓ 上記のスケジュールを踏まえ、本日の検討では、第 7 回会計基準等部会（平成 30 年 8 月 31 日開催）及び法制・公会計部会（平成 30 年 9 月 3 日開催）で提示した以下の 4 つの論点について検討する。

論点 1：事業報告書の「会計に関する部分」の定義及び範囲

論点 2：情報の結合性（プラットフォーム）

論点 3：中期目標等期間の最終年度に係る事業報告書の取扱い

論点 4：企業会計における監査報告書記載区分等の動向

2. 論点 1：事業報告書の「会計に関する部分」の定義及び範囲

- ✓ 通則法第 39 条第 1 項では会計監査人による事業報告書の監査対象は「会計に関する部分に限る」と規定されている。

(参考)通則法(下線部は事務局が加筆)

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に

限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人による監査も受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

- ✓ 独法監査基準では以下のとおり、「財務諸表に密接に関連する会計に関する部分」と定められている。

(参考)独法監査基準(下線部は事務局が加筆)
 第1章 独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)
 第2節 会計監査人の監査の位置付け
 ~中略~
 事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。

- ✓ 独立行政法人監査における監査報告書の文例（日本公認会計士協会公会計委員会実務指針第7号。以下「独法監査報告書実務指針」という。）では以下のとおり、「会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分」と定められており、会計監査人の監査報告書はこの文例に基づき作成され、独立行政法人に提出されている。

(参考)独法監査報告書実務指針(標題以外の下線部は事務局が加筆)
 文例1 個別財務諸表(勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。無限定適正意見)

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

独立行政法人 ○○○○
 理事長 ○○○○ 殿

○ ○ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	○ ○ ○ ○ 印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	○ ○ ○ ○ 印

(注1)

<財務諸表監査> (略)

<利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)(注3)、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告>

当監査法人(注2)は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人○○○○の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)(注3)、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。な

お、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。(注6)

～以下、省略～

- ✓ まず、独法監査報告実務指針で定められた現行の実務における監査対象である「会計帳簿の記録に基づく部分」は、通則法上の「会計に関する部分」に相当するか。
- ✓ また、その前提に問題がないとして、通則法の規定である「会計に関する部分」の定義及び範囲については、通則法の解釈とも関連するため、独法監査基準にてより具体的に記載する必要があるか。
- ✓ 現行の実務の取扱いを踏まえ、独法監査基準における「会計に関する部分」の定義に関連して、例えば以下の3案が考えられる。
 - 案①：現行のままとする
 - 案②：「事業報告書の記載のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分」と定義する
 - 案③：「事業報告書の記載のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分」と定義しつつ、事業報告ガイドラインにおける「事業報告書で提供される情報」の分類に着目して「項目」などの範囲も具体的に記載する
- ✓ 案①は独法監査基準における事業報告書の監査対象の書きぶりが通則法と一致するものの、通則法における「会計に関する部分」の解釈が独法監査報告書実務指針にてなされているとも考えられる。また、具体的な監査対象が独法監査基準に明示されないこととなる。
- ✓ 案②は独法監査基準にて「会計に関する部分」の定義がなされる、法人の判断に基づく事業報告書の「項目」の変更による影響を受けない、現行の独法監査報告書実務指針における取扱いと整合するというメリットがあるが、具体的な監査対象の範囲が独法監査基準に明示されないこととなる。
- ✓ 案③は事業報告書の「項目」が独法監査基準に具体的に記載されるため監査対象の範囲がより明確になると考えられるものの、「項目」は事業報告ガイドラインで示しているものであり、実態を踏まえた法人の判断に基づき「項目」の統合等も想定されるため、一律に規定することが困難ではないか。

(参考) <企業会計における規定>

- ✓ 「商法」、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）」及び商法施行規則に基づく会計監査人の監査（いわゆる商法監査。なお、会社法施行に伴い廃止。）においては、商法特例法で営業報告書の「会計に関する部分」について会計監査人の監査を受けなければならない旨が規定されており、

独立行政法人の会計監査制度はこれを参考にしていると考えられる。

(参考)商法(下線部は事務局が加筆)

第二百八十一条 取締役ハ毎決算期ニ左ニ掲グルモノ及其ノ附属明細書ヲ作り取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 営業報告書
- 四 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案

2~5(略)

(参考)商法特例法(下線部は事務局が加筆)

(会計監査人の監査)

第2条 大会社(清算中のものを除く。)は、この節に定めるところにより、商法第 281 条第1項に掲げるもの(同項第3号に掲げるもの及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。)について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2(略)

(参考)商法監査における監査報告書の文例(監査委員会報告第 67 号)(下線部は事務局が加筆)

2. 商法監査の監査報告書の文例

商法監査における会計監査人の監査報告書の文例を示すと次のとおりである。

~中略~

私たち(注1)は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、〇〇〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

- ✓ さらに、商法監査に係る監査上の取扱い(監査・保証実務委員会報告第 40 号)において、営業報告書の記載事項のうち会計に関する部分が詳細に定義されていた。

(参考)商法監査に係る監査上の取扱い(監査・保証実務委員会報告第 40 号)(下線部は事務局が加筆)

III 営業報告書の監査について

2. 会計に関する部分

営業報告書の記載事項のうち会計に関する部分とは、会計監査の実施過程において検証し得る計算書類作成会社及び子会社又は子法人等の会計帳簿の記録に基づく金額及びその金額を基礎と

したその他の記載をいう。

この解釈に従って会計に関する部分の具体的記載内容を分類して例示すれば、およそ次のようになるう。

(1) 売上高、当期純利益、純資産、借入額等の金額で、会計帳簿に基づく数値(金額には概数及び概算額を含む。)。したがって、会計帳簿に基づかない数値及びその他の記載、例えば、受注高、販売予想、生産予定、利益予想等は含まれない。

(2) 売上高の対前年増減率、利益率、1株当たり当期純利益、子会社又は子法人等の株式又は出資の所有割合、過去3年以上の売上を示すグラフ等の会計帳簿の金額を基礎として導き出された比率、指数、図表等。

(3) 会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼす後発事象。なお、営業報告書を企業集団の数値により記載しており、かつ営業報告書に連結子法人等並びに持分法が適用される非連結子法人等及び関連会社の後発事象が開示されている場合には、これらを含む。

3. 論点2：情報の結合性（プラットフォーム）

- ✓ 事業報告ガイドラインには、事業報告書に事業報告書に関連する報告書等との相互参照を付すことで、プラットフォームとしての役割を果たすこととなり、情報の結合性を高めることとなる旨が記載されている。一方で、相互参照を付した場合に、当該関連する報告書等で提供される情報の内容との整合性等に留意すべきことも記載されている。

(参考) 事業報告ガイドライン(下線部は事務局が加筆)

情報の結合性(プラットフォーム)

BC3.9 第1章における事業報告書に関連する報告書等を踏まえると、事業報告書で提供される情報には、当該報告書等に関連する情報が含まれることから、事業報告書に当該関連する報告書等との相互参照を付すことで、独立行政法人により提供される情報の窓口となり、プラットフォームとしての役割が高まる、または果たすことができるとした。

この場合、事業報告書は、国民その他の利害関係者にとって、より詳細な情報への導入を示すこととなり、情報の結合性を高めることとなるが、相互参照を付す場合には、当該関連する報告書等で提供される情報の内容との整合性や作成時期、公表期間等に留意する必要がある。

- ✓ 相互参照を付す場合の会計監査上の論点として、参照先の報告書等に記載されている事業報告書に関連する情報が監査対象となるかどうかが考えられる。
- ✓ 会計監査人の監査対象については通則法第 39 条第 1 項にて財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書と規定されている。

(参考) 通則法(下線部は事務局が加筆)

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に

限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人による監査も受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

4. 論点3：中期目標等期間の最終年度に係る事業報告書の取扱い

- ✓ 事業報告ガイドラインに基づき、平成31事業年度以降の事業報告書には、「業務の成果と使用した資源との対比」の項目に「業務実績等報告書における当事業年度の項目別評定を総括した情報」が記載されることとなる（参考1）。
- ✓ 通則法第38条にて、事業報告書は当該事業年度終了後3か月以内に主務大臣に提出される財務諸表に添付される書類である旨が規定されている（参考2）。
- ✓ また、通則法第32条、第35条の6及び第35条の11では各事業年度の終了後3か月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（業務実績等報告書）を主務大臣に提出しなければならない旨が法人形態ごとに規定されている（参考3）。
- ✓ さらに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「平成25年閣議決定」という。）では、主務大臣の財務諸表の承認が遅くとも8月末までになされるべきことが規定されている（参考4）。
- ✓ しかしながら、中期目標期間の最終年度は、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）に基づき、7月10日までの国庫納付が求められている（参考5）。
- ✓ 貸借対照表日以降の会計監査、財務諸表等の提出・承認及び国庫納付等に係るスケジュール（イメージ）は以下の図のとおりである。

図1：例年のスケジュール（イメージ）

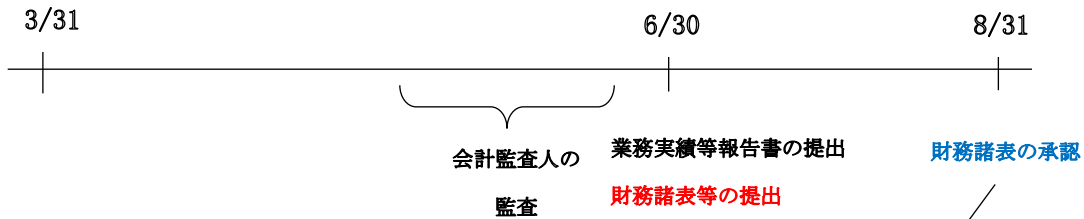
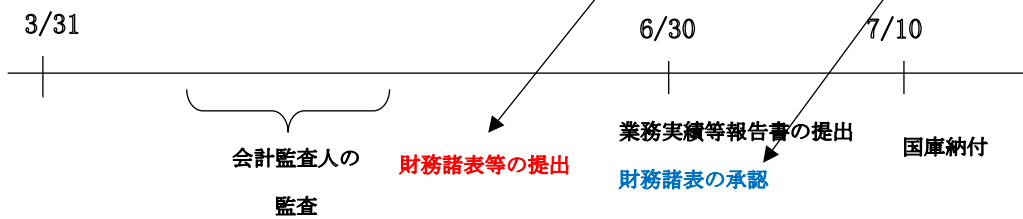


図2：最終年度のスケジュール（イメージ）



- ✓ 図1においては、遅くとも8月末までに主務大臣が財務諸表を承認する（青字）。財務諸表及びその添付書類である事業報告書の主務大臣への提出は6月末（赤字）である。このスケジュールでは、「業務実績等報告書における当事業年度の項目別評定を総括した情報」のうち自己評価に係る記載が会計監査人の監査対象である事業報告書に記載されるものと考えられる。
- ✓ しかし、図2では7月10日までの国庫納付が求められることから、主務大臣による財務諸表の承認が図1よりも早まる（青字）こととなり、財務諸表及びその添付書類である事業報告書の主務大臣への提出も6月末より早い時期（赤字）となる。このため、上記の自己評価に係る記載は、公表される事業報告書には記載されるものの、会計監査人の監査時点においては記載されない場合が考えられる。
- ✓ ここで、項目別評定総括表の評価の記載が空白となっている事業報告書について、会計監査人の監査報告がなされることに問題はないかが論点となる。なお、本論点の検討に当たっては、論点1の「会計に関する部分」の定義も踏まえる必要がある。

(参考1) 事業報告ガイドライン(下線部は事務局が加筆)

4.4 情報の結合性(ストーリー性)等を踏まえると、例えば、中期目標管理法を前提とした標準的な様式は、以下のような項目を含むものとする。

- ・ 法人の長によるメッセージ
- ・ 法人の目的、業務内容
- ・ 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)
- ・ 中期目標

- ・ 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等
- ・ 中期計画及び年度計画
- ・ 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- ・ 業務運営上の課題・リスク及びその対応策
- ・ 業績の適正な評価の前提情報
- ・ 業務の成果と使用した資源との対比
- ・ 予算と決算との対比
- ・ 財務諸表
- ・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
- ・ 内部統制の運用に関する情報
- ・ 法人の基本情報

なお、中期目標管理法を前提とした標準的な様式の項目を修正することで、国立研究開発法人又は行政執行法人を前提とした標準的な様式となる。

BC4.22 本ガイドラインでは、業務の成果と使用した資源との対比には、以下のような情報が含まれるとした。

- ・ 業務実績等報告書における当事業年度の項目別評定を総括した情報について、その概要を事業報告書で提供するとともに、当該概要情報に含まれる「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」について、一定の事業等のまとまりごとに行政コストと対比した情報
- ・ 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定に関する情報

なお、業務の成果と使用した資源との対比として、中期目標期間における業績の評価を踏まえることも有用となる。

(参考2) 通則法(下線部は事務局が加筆)

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

3~5(略)

(参考3) 通則法(下線部は事務局が加筆)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3～6(略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
- 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

2(略)

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4～9(略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価)

第三十五条の十一 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

2(略)

3 行政執行法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4～7(略)

(参考4)平成 25 年閣議決定(下線部は事務局が加筆)

3. 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下で自律的な PDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができるものとする。

(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

○監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。

○法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。

○役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。

○中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表の承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める。

○会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。

○役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

(2)～(3) (略)

(参考5)独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成 12 年政令第 316 号)(下線部は事務局が加筆)

(国庫納付金の納付期限)

第二十三条 国庫納付金は、別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人にあつては期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人にあつては中長期目標の期間(通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。)の最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人にあつては当該事業年度の翌事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

5. 論点4：企業会計における監査報告書記載区分等の動向

- ✓ 平成30年7月5日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」（以下「監査基準」という。）が公表され、企業会計における監査報告書の記載区分等が改訂された。改訂点は以下の下線部のとおりである。

(参考)監査基準(下線部は事務局が加筆)

二 監査報告書の記載区分

1 監査人は、監査報告書において、監査人の意見、意見の根拠、経営者及び監査役等の責任、監査人の責任を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。

2 監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分を設けて、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

(1)継続企業の前提に関する事項

(2)当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項(以下「監査上の主要な検討事項」という。)

(3)財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項

三 無限定適正意見の記載事項

監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見(この場合の意見を「無限定適正意見」という。)を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

(1)監査人の意見

監査対象とした財務諸表の範囲、及び経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること

(2)意見の根拠

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること

(3)経営者及び監査役等の責任

経営者には、財務諸表の作成責任があること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること

監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること

(4)監査人の責任

監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること

監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査

は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ること、監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載すること

- ✓ 企業会計の監査報告書の記載区分等は、財務諸表利用者の監査及び財務諸表への理解を深めるとともに、国際的な監査基準における記載内容の明瞭化や充実を図ることを目的とした改訂との整合性を確保する観点から改訂がなされた。
- ✓ 監査報告書の記載区分等の改訂のポイントは以下のとおりである。
 - ・ 「監査人の意見」の記載箇所を末尾から冒頭に移動
 - ・ 「意見の根拠」の記載を追加
 - ・ 「監査役等の責任」の記載を追加
 - ・ 平成 32 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から適用
- ✓ 最新の企業会計における監査報告書の記載区分等の動向を踏まえ、監査報告書ひな型への改訂要否及び改訂する場合の適用時期を検討する必要があるのではないか。
- ✓ なお、今回の監査基準の改訂項目の 1 つである「監査上の主要な検討事項」の記載については、主に上場会社において平成 33 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から適用（早期適用も可）となる項目である。当該記載の独立行政法人監査への適用の検討に当たっては、独立行政法人における必要性や今後の企業会計における適用状況等を勘案する必要があるのではないか。

(参考) 独法監査基準を改訂した場合の留意事項

- ・ 主務省令における会計監査人監査報告の記載の変更要否
- ・ 独法監査報告書実務指針の改訂
- ・ 監事監査指針又は監事監査報告書への影響

以上